

林業・木材産業改善資金貸付規則

平成15年 9月30日宮城県規則第91号
最終改正 平成24年9月18日宮城県規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第2条に規定する林業・木材産業改善資金（以下「林業・木材産業改善資金」という。）の貸付けについて、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年6月11日農林水産省告示第902号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第2条 県は、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）若しくはこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）、農商工等連携促進法第12条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）若しくは認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者又は六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して林業・木材産業改善資金を毎年度予算の範囲内で貸し付ける。

2 県は、前項に定めるもののほか、法第3条第2項の規定により林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で当該業務に必要な資金を貸し付ける。

(担保及び連帯保証人)

第3条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、担保を提供し、又は別に定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付申請者が団体である場合には、前項の連帯保証人のうち1人は、当該団体の代表者でなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、貸付申請者が個人である場合であって、かつ、貸付金の額（既に貸し付けている林業・木材産業改善資金の未償還額を含む。次項において同じ。）が別に定める金額を超える場合には、貸付申請者は、別に定めるところにより、担保を提供しなければならない。
- 4 知事は、債権の保全上必要があると認める場合又は貸付金の額が別に定める金額を超える場合には、貸付申請者に対し、別に定めるところにより、連帯保証人に加えて担保の提供（第1項の規定により担保の提供を受ける場合にあっては、担保の追加又は変更）を求めることができる。
- 5 第1項、第3項又は前項の規定にかかわらず、政令第5条に規定する者にあっては、連帯保証人を立て、又は担保を提供することを要しない。
- 6 知事は、債権の保全上必要があると認める場合は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者に対し、担保の追加若しくは変更、連帯保証人の追加若しくは交替又は連帯保証人に加えて担保の提供を求めることができる。

（貸付けの申請等）

第4条 貸付申請者は、法第7条第1項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、別に定める貸付申請書を知事に提出しなければならない。

- 1 親権者又は未成年後見人の同意書（貸付申請者が未成年である場合に限る。）
- 2 その他知事が必要と認める書類

（貸付けの決定）

第5条 知事は、前条の貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの適否を決定する場合においては、森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第1項第2号の事業を行う宮城県木材協同組合（以下「森林組合等」という。）に対し、当該貸付けの適否についての意見を求めることができる。
- 3 第1項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、法第7条第1項の認定を受けたものとみなす。

（借用証書）

第6条 貸付申請者は、前条第1項の規定による貸付けの決定の通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に、当該貸付申請者及び連帯保証人（貸付申請者が連帯保証人を立てている場合に限る。）の印鑑証明書を添えて、別に定める借用証書を知事に提出しなければならない。

（借受辞退）

第7条 貸付申請者は、第5条第1項の規定による貸付けの決定の通知を受けた場合において、借受けを辞退しようとするときは、速やかに貸付けの決定の通知書を添えて、別に定める借受辞退届を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の借受辞退届の提出を受けたときは、貸付けの決定を取り消し、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

（貸付決定の取消し）

第8条 知事は、貸付申請者が貸付申請書その他提出書類に虚偽の記載をしたときは、貸付け

の決定を取り消すことがある。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第9条 知事は、第6条の規定により貸付申請者から借用証書の提出を受けたときは、速やかに当該貸付申請者に貸付金を交付するものとする。

(事業の実施期間)

第10条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた林業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者（以下「借受者」という。）は、貸付金に係る事業を当該貸付金を受領した後3月以内又は事業を実施するのに必要な期間としてあらかじめ知事が承認した期間内に完了しなければならない。

(実施報告)

第11条 借受者は、事業完了後30日以内に、別に定める事業実施報告書を知事に提出しなければならない。

(借受者の資格の喪失)

第12条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、借受者の資格を喪失するものとする。

- 1 借受者が死亡した場合
- 2 合併又は解散等により借受者である団体が消滅した場合
- 3 前2号に掲げる場合のほか、知事が別に定める場合

(繰上償還)

第13条 借受者は、貸付金の全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、別に定める繰上償還届を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、貸付金の全部又は一部の繰上償還をしなければならない。

- 1 事業を中止し、又は廃止した場合
 - 2 事業費が減少し、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合
 - 3 前条の規定により借受者の資格を喪失し、かつ、その事業を引き継ぐものがいない場合
- 3 第1項の規定は、前項の規定による繰上償還について準用する。

(支払の猶予)

第14条 借受者は、法第10条に規定する理由により償還金の支払の猶予を受けようとするときは、その理由を証する書類を添えて、別に定める支払猶予申請書を償還期限（分割払のときは、各支払期日）の30日前までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、その可否を決定し、その旨を当該借受者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による支払の猶予の決定の通知を受けた借受者は、当該借受者及び連帯保証人（借受者が連帯保証人を立てている場合に限る。）の印鑑証明書を添えて、別に定める借用証書変更証書（以下「変更証書」という。）を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第15条 借受者は、第5条第1項の規定による貸付けの決定の通知を受けた後事業が完了する

までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、別に定める事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 1 貸付けの対象となった施設、機械若しくは資材の種類若しくは規模又は工事の内容を著しく変更しようとする場合
- 2 事業着手後、災害等のやむを得ない事情により第10条に規定する期間内に事業を完了することが困難となった場合
- 2 知事は、前項の事業計画変更承認申請書の提出を受けたときは、その承認の可否を決定し、その旨を当該借受者に通知するものとする。

(連帯保証人の追加又は交替)

第16条 借受者は、連帯保証人を追加又は交替しようとするときは、別に定める連帯保証人追加・交替承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の連帯保証人追加・交替承認申請書の提出を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その旨を当該借受者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による連帯保証人の追加又は交替の承認の通知を受けた借受者は、当該借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、別に定める変更証書を知事に提出しなければならない。

(借受者の住所又は氏名の変更等)

第17条 借受者は、借受者又は連帯保証人の住所又は氏名（借受者が団体の場合にあっては、その主たる事務所の所在地又は名称）に変更を生じた場合には、別に定める借受者・連帯保証人住所氏名変更届を知事に提出しなければならない。借受者が団体の場合において、その代表者又は代表者の氏名に変更が生じた場合も、同様とする。

(借受者の変更)

第18条 借受者が第12条の規定により借受者の資格を喪失した場合において、相続又は事業の委譲により林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事業及び債務を引き継ごうとする者は、第4条に規定する書類を添えて、別に定める借受者変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の借受者変更承認申請書の提出を受けたときは、その承認の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認の通知を受けた者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。この場合においては、第3条の規定を準用する。
- 4 第2項の規定による承認の通知を受けた林業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者は、当該借受者及び連帯保証人（借受者が連帯保証人を立てている場合に限る。）の印鑑証明書を添えて、別に定める変更証書を知事に提出しなければならない。

(現地調査等)

第19条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事業の執行の適正を確保するために必要があると認めるときは、借受者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業実施場所等に立ち入り、事業の実施状況等を調査させることができる。

(準用)

第20条 第4条、第5条第1項及び第2項、第6条から第9条まで、第12条から第14条まで及び第19条の規定は、融資機関に対する資金の貸付けについて準用する。この場合において、

第4条から第9条まで中「貸付申請者」とあるのは「融資機関」と、第12条から第14条まで及び第19条中「借受者」とあるのは「融資機関」と読み替えるものとする。

- 2 第4条から第11条まで、第13条、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第1項及び第2項、第17条並びに第18条第1項及び第2項の規定は、融資機関が行う林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。この場合において、「知事」とあるのは「融資機関」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、第5条、第14条第2項、第15条第2項及び第18条第2項に規定する通知は、知事の承認を得てから行うものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、林業・木材産業改善資金の貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成15年9月30日宮城県規則第91号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの申請を受理したものから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月25日宮城県規則第93号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの申請を受理したものから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月7日宮城県規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日宮城県規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。